

## 望ましい営農型太陽光発電に関する検討会（第6回）

### 議事概要

1. 日 時 令和8年4月15日（水）10時～12時

2. 場 所 農林水産省本館4階イコルーム

#### 3. 出席者

（委員）

石井委員、伊藤委員、稲垣委員、加藤委員、椿委員、馬上委員

（農林水産省）

木村環境バイオマス政策課長、山岸再生可能エネルギー室長、千葉課長補佐

新井農村計画課長、永代課長補佐

#### 4. 議事の概要

（1）資料を基に、望ましい営農型太陽光発電の考え方及び制度見直しの方向性について説明し、各委員から以下の意見があった。

- ・ 遮光環境下で既定の単収を確保することが可能な品目として米、麦、大豆が例示されているが、将来的に実証が進み知見が蓄積されれば他品目の追加も検討いただきたい。例えばさつまいもは、キュアリングや倉庫での貯蔵に電気を使用するため、エネルギーの地産地消と熟成による高付加価値化を実現できる。
- ・ 農業は電力を自家利用することでエネルギーコストの低減とカーボンニュートラルを両立できる産業であり、しっかりとした仕組みを作ることで、今後新たなビジネスモデルを生み出していけると良い。
- ・ 発電事業の手段として形だけ営農するような考え方が今後も広まらないよう、取組の基本的な考え方を明確に発信するべき。
- ・ 営農型太陽光発電が地域計画に基づく農地集積等の妨げとなることを避けるため、農地上に無秩序に設置されないようにするべき。
- ・ 地域共生の観点で地域の合意を得ながら導入を進める上で、協議の場の持ち方は運用上明確であることが必要。
- ・ 遮光率等の定義や計算方法は運用上混乱しないよう明確に定めることが必要。
- ・ 将来的に様々な取組が出てくる中で、エビデンスが蓄積されるよう、データベース化していけると良い。
- ・ 地域の特色ある取組が阻害されないよう、制度が適切に運用されていくことが重要。中山間等の条件不利地でも営農と発電を組み合わせることによって、採算が取ることができるため、そうした前向きな取組は今後も促進するべき。

- ・ 不適切なものを排除し取組の適正化を図った上で、望ましい取組については推進する方向性を示していけると良い。
- ・ 今後の制度移行に向けては、事業者の予見可能性を考慮した移行期間の設定が必要。
- ・ 少なくとも既に一時転用許可実績がある市町村については、適切に基本計画策定がなされるよう、国が促していくべき。
- ・ 協議会の設置については、市町村が単独で基本計画を作る場合でも、妥当性を担保する上で、有識者に意見照会する手続きを定めるべき。

以上の意見を踏まえて制度運用を行うこととし、制度見直しの内容については了承。

(以上)